破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９５号
北海道北見市西三輪３丁目752番地112　アイビスみわ103号
債務者　北浦　優太
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１６６３号
埼玉県川口市大字安行領根岸1322番地の13
債務者　小野　　希
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１０号
さいたま市見沼区島町87番地　望荘102
債務者　國井　善一
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３７号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―15―107
債務者　稲生美代子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４３号
埼玉県川口市大字木曽呂751番地の１　第２パレスイン202号、旧住所埼玉県越谷市新川町１丁目213番地６
債務者　箭内　和則
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４５号
埼玉県春日部市緑町６丁目５番２号　Ｋハウス103号
債務者　濱野　順子（旧姓福間）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
埼玉県羽生市北３丁目26番30号　増田方
債務者　提箸　美鈴
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３４２号
埼玉県羽生市北３丁目26番30号　増田方
債務者　提箸　美伽
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３５８号
埼玉県行田市富士見町１丁目11番地13
債務者　嶋田　　勝
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３５９号
埼玉県行田市富士見町１丁目11番地13
債務者　嶋田　陽子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５０４号
熊本県菊池郡大津町大字室2033番地３　リバーハイツ　102号、前住所熊本県菊池郡大津町大字吹田1190番地17　イーグルハイツＡ102号
債務者　平野　栄三
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1743番地５
債務者　吉田　里奈
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１６５０号
愛知県小牧市堀の内２丁目278番地　ファミール55Ｈ号
債務者　野崎　元就
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６５１号
愛知県小牧市堀の内２丁目278番地　ファミール55Ｈ号
債務者　野崎　莉恵
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０５号
高知市潮新町２丁目８番７号　サニーハイツ303
債務者　森部　善裕
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２１号
高知市南万々139番地32　ホンダハウスⅡ―202
債務者　萩野　裕明
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４８号
北海道根室市光洋町４丁目38番地４　光洋団地３―２号棟516号
債務者　大竹　温子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　釧路地方裁判所根室支部